

< 予防技術検定 >

受検申込案内

**団体**で受検申請される方

## 目 次

1	電子申請の特徴	2
2	動作環境について	2
3	電子申請における個人情報の取扱いについて	2
4	電子申請をするための条件	3
5	電子申請前の事前確認	3
6	受検申請について	4
7	当センターから送信する電子メール及び送信元アドレスについて	5
8	受検票と写真の貼付等について	6
9	検定当日の注意事項	7
10	合否等の検定結果通知及び合格者の公示	7
11	注意事項	7
12	免責事項	8
13	申請内容の入力要領	9

## 1 電子申請の特徴

### (1) 電子申請とは？

自宅や職場などのパソコン、スマートフォン及びタブレットから受検申請手続きを行えるものです。(携帯電話からはできません。)

### (2) 電子申請のメリット

ア 24時間申請が可能です。(受付開始日及び締切日は時間が決められています。)

イ 証明書類を、電子申請手続きのなかでアップロードできます。

## 2 動作環境等について

### (1) 対応環境

インターネットが利用できる状況

### (2) 動作確認の環境

ア OS : Windows 10、Windows 11、Android、iOS

イ ブラウザ: MicrosoftEdge、Googlechrome、Safari

※ 上記対応環境OS、対応ブラウザについては、予告無く変更する場合がありますので、予めご了承ください。

### (3) 入力可能な文字コード

ア 1バイト文字(英数字および記号) : JIS X 0201

イ 2バイト文字(漢字、ひらがな、特殊記号等) : JIS X 0208

ウ 漢字は、JIS第1～4水準漢字が入力可能です。

エ 人名漢字や外字は、本システムでは入力することができませんので、入力可能な代替文字を使用してください。

## 3 電子申請における個人情報の取扱いについて

当センターは、インターネットを利用した予防技術検定の受検申込時、利用者(申請者)の個人情報保護の徹底を図っております。当センターの個人情報の取扱いは次のとおりです。

### (1) 個人情報保護の範囲

個人情報保護の取扱いは、利用者(申請者)がインターネットを利用しているときに適用されます。また、利用者(申請者)がインターネットを利用する際に収集した個人情報は、当センターの個人情報保護方針に従って管理されます。

### (2) 利用目的

ア 利用は、利用者(申請者)本人の確認、本人への通知・連絡等の当センターの業務の範囲内で行います。

イ 個人情報の内容は、利用者(申請者及び団体代表者)の氏名、生年月日、電話番号、本籍地、郵便番号、住所、メールアドレス、資格情報等です。

また、当センターが保有している個人情報と組み合わせて使用する場合があります。

### (3) 業務委託

当センターは、利用目的達成のため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。

その場合の業務委託処理は、個人情報保護のための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図っています。

なお、個人情報の提供は、団体受検に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

#### (4) 安全対策の実施

個人情報への不正アクセス並びに個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が起こらないようハード・ソフト両面から整備を行うとともに、安全対策を確実に実施します。

また、利用者(申請者)の個人情報の保護のため、データ伝送の際、業界標準のSSL通信を使用します。

## 4 電子申請をするための条件

(1) インターネットに接続できるパソコンなどがあり、プリンターで印刷することができること。

(2) 電子メールアドレスについて

ア 電子申請後、当センターから受検票のダウンロード(通知)のメールや検定に関する重要なメールを送信しますので、そのメールを受信するために必要です。

イ 携帯電話、スマートフォンやフリーメール等のアドレスは、当センターから送るメールを受信できないことがあります。

## 5 電子申請前の事前確認

(1) 科目免除を受ける場合

科目免除を受ける場合は、前回合格時の受検情報(受検番号や受検資格コード等)が必要です。

前回の「受検票(控)」「検定結果通知書」「合格証明書」のいずれかを準備してください。

(2) 「団体コード」等の情報

団体情報の登録が必要です。(下記6(1)イ参照)

(3) 証明書類

願書情報入力時、受検資格等の証明書類が必要な場合があります。

## 6 受検申請について

団体申請は、団体代表者が団体受検を希望する方の願書情報を取りまとめて申請を行います。

団体申請には、事前に団体情報の登録が必要です(下記(1)イの参照)

(1) 申請手続き

当センターのホームページから、電子申請トップの画面へ入ってください。

ア 複数受検等の申請について

複数受検並びに併願受検はできません。

また、試験と当日併願受検することもできませんので、ご注意ください。

イ 団体受検の申請について

① 団体申請には、事前に団体登録をする必要があります。

(ア) 「団体コード」、「団体確認キー」、「団体代表者キー」の発行を受けなければ電子申請はできません。

(イ) 新規に団体登録をご希望の場合は、下記へお問い合わせください。

**(一財)消防試験研究センター 予防技術検定担当 050-3803-9297・9298**

② 「団体コード」、「団体確認キー」、「団体代表者キー」の発行を受けた団体の代表者は、団体電子申請の前に必ず団体情報の登録を行ってください。

この登録を行わないと団体受検の方の個人情報の入力はできません。

団体受検の入力は、この「団体コード」等を利用して、団体の代表者が団体受検者全員分の願書情報を取りまとめて団体申請してください。

③ 検定手数料は、団体代表者が受検者分を取りまとめて払込んでください。

#### ウ 審査について

① 証明書類のアップロードを行った申請に対して、審査が行われます。

② 審査完了となると、審査完了のメールが配信され、正式に申請受付となります。

③ 書類に不備がある場合は、審査差し戻しのメールが配信されますので、電子申請の電子申請状況確認画面から書類の差し替えアップロードを行ってください。

#### (2) 申請受付期間

電子申請の前に、各検定の検定日、検定の種類、検定地、受付期間を確認してください。

毎週土曜日午前1時から5時までの時間は、システムメンテナンスのため、電子申請の受付を中止します。

電子申請の受付は、受付開始日の午前9時から開始し、締切日で終了となります。

**例: 電子申請受付期間が令和7年10月1日から10月14日までの場合**

電子申請の受付は、

**令和7年10月1日午前9時から令和7年10月14日(日付が変わるまで)まで**

※ 受付時間等は、本システムの稼働するサーバの時刻を基準として判断します。

#### (3) 検定手数料

電子申請をした方は、入金完了しない限り受検できません。

##### ア 検定手数料

6,600円

※ 団体申請の場合、払込手数料160円は無料(センターが負担)です。

※ 一旦払込された検定手数料はお返しできません。

##### イ 払込方法

払込方法は、次の2種類です。

① ペイジー(Pay-easy)決済

情報リンク方式(インターネットバンキング)、オンライン方式(銀行ATM等)

② コンビニエンスストア決済

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート

デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア等(POSレジ設置店のみ)

##### ウ 申請の仮受付の扱い

払込方法を「ペイジー(オンライン方式)」又は「コンビニエンスストア」のいずれかを選択した場合、「仮受付」となります。

「仮受付」の場合、「団体受検申請の仮受付完了通知メール」を送信します。

入金を確認できた後、当センターから「団体受検申請の入金の確認通知メール」を送付します。

「仮受付」の場合は、払込期限を確認し、期限内に払込んでください。

なお、「ペイジー(情報リンク方式)」を選択した場合は、即日決済となります。

エ 一旦納入された検定手数料は、お返しできません。

オ 払込期限

検定手数料の払込みを「ペイジー(オンライン方式)」又は「コンビニエンスストア決済」のいずれかを選択した場合は、電子申請を受付けた日(仮受付完了日)の翌日から起算して3日目の日付が変わるまでが払込期限となります。

例: 受付期間が令和7年10月1日から10月14日までの場合

電子申請の締切日は、令和7年10月14日まで、

締切日までに手続きし、「仮受付完了の確認メール」を受信した方の払込期限は、

**令和7年10月17日まで(日付が変わるまで)**

※ 電子申請後の払込期限は、仮受付完了日の翌日から3日以内です。

払込期限が設定されるのは、「ペイジー決済(オンライン方式)」又は「コンビニエンスストア決済」の場合です。期限内に払込みのない申請は無効です。

(4) 入金完了について

ア 当センターで入金を確認できた後、当センターから「団体受検申請者の入金確認通知メール」を送付します。

イ 払込期限までに入金を確認できなかった場合は、電子申請は受付されず、無効扱いとなります。

(5) 分割決済について

ATM 金額上限単位(10万円)、コンビニ金額上限単位(30万円)での分割支払いを選択することが可能です。分割決済を選択した場合、分割した分の支払決済処理を行ってください。

## 7 当センターから送信する電子メール及び送信元アドレスについて

電子申請で「仮受付完了」又は「入金確認」すると、当センターから、登録していただいたメールアドレスあてに次の内容のメールを送信します。(①～⑤のすべてを送信するわけではありません。)

### ① メール受信可能チェックメール(任意)

電子申請の条件確認画面にて、お持ちのメールアドレスが当センターからのメールが受信可能かどうかを確認する為、メールアドレスを入力して確認メールを送信する機能があります。受信確認メールが受信できたのを確認後、該当のチェックボックスにチェックを入れてください。

② 受検申請の仮受付完了通知メール

決済方法として「ペイジー(情報リンク方式)」又は「コンビニエンスストア(受付番号)」を選択した場合に送信します。

③ 受検申請者の受付完了通知メール

決済方法として「ペイジー(情報リンク方式)」を選択した場合及び「仮受付完了の通知メール」受信後、検定手数料の払込みが完了した場合に送信します。

④ 申請完了メール、審査差戻メール

書類のアップロードを行い、決済処理を行った後、書類の審査を行います。審査の結果、書類に問題がなかった場合、団体情報に登録されたメールアドレスに審査完了メールが送信され、受検可能となります。書類に不備があった場合は、審査差戻メールが送信されますので、メール内の不備内容を確認し、電子申請状況確認画面から願書情報訂正画面に進み、確認画面の課程で証明書類の再アップロードを行ってください。再アップロードをしましたら、再度審査を行いますので、審査完了メールをお待ちください。(不備がなくなるまで繰り返しとなります。)

⑤ 受検申請者の受検票ダウンロードについて(通知)メール

電子申請受付後、当センターで、受検番号等の検定情報を処理し、電子申請者が受検票をダウンロードして印刷できる状態となった場合、電子申請者あてにメールを送信します。当該メールは概ね検定日の10日前までに送信します。

●電子メール送信元アドレス

差出人 shinsei.shoubo-shiken.or.jp

アドレス uketsuke@shinsei.shoubo-shiken.or.jp (このアドレスあてに返信はできません。)

●審査結果に関する電子メール送信元アドレス

差出人 shinsei.shoubo-shiken.or.jp

アドレス 審査結果通知用メールアドレス (このアドレスあてに返信はできません。)

## 8 受検票と写真の貼付等について

(1) 受検票の取得(ダウンロード及び印刷)

ア 電子申請受付締切後、団体情報に登録されたメールアドレスへ、検定日の概ね10日前までに、申請時に登録された団体代表者の電子メールアドレス(携帯電話のアドレスは不可)あてに受検票がダウンロードできる旨のメール(「受検申請者の受検票ダウンロードについて(通知)メール」)が送信されます。

イ 受検日の概ね10日前になると、受検票のダウンロードが可能になります。団体代表者がまとめて電子申請トップ画面からダウンロードしてください。PDFで表示された受検票をA4の用紙に拡大/縮小しないで印刷してください。

なお、受検日の概ね10日前に受検票ダウンロード可能なメールが届きます。(届かない場合でも、ダウンロードは可能です。)

ウ 受検票をダウンロードするには、団体電子申請受付番号と団体確認情報が必要です。

団体電子申請受付番号は、仮受付完了画面又は受付完了画面に通知されます。番号を入力してダウンロードしてください。

※ 「団体申請」の場合、受検票は保護されていますので文書を開くパスワードが必要です。  
パスワードは下記へお問い合わせください。

(一財)消防試験研究センター 予防技術検定担当 050-3803-9297・9298

エ A4用紙に印刷した受検票は、インクが乾いていることを確認し、上下の中央の切取り線に沿って、上の受検票と下の控えを切り離してください。

受検票のバーコード部分はバーコードリーダーで読み取りますのでインクが乾く前に手で触らないように注意してください。

オ 受検票は、山折りにしてのり付けしてください。受検票を持参しないと受検できません。

## (2) 写真の貼付

印刷した受検票に次の写真を1枚必ず貼付してください。

貼付された写真は、検定当日の受検者の本人確認に使用します。

ア 縦4.5cm×横3.5cmであること。

イ 正面、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。)、無背景、上三分身像であること。

ウ 検定日前6ヶ月以内に撮影したものであること。

エ 枠無し、鮮明なものであること。

オ 裏面に撮影年月日、氏名及び年齢が記入されていること。

## (3) 氏名の記入

印刷した受検票の氏名欄に楷書で氏名を自筆してください。

## 9 検定当日の注意事項

(1) 写真を貼った受検票を必ず持参してください。受検票を忘れた場合は受検できません。

(2) 上の受検票と下の控えを切り離して、受検票を作成した上で、持参してください。

(3) 受検票に写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼付していないと受検できません。

(4) 検定会場によっては、のりやはさみなどの準備はありません。

## 10 検定結果通知及び合格者の公示

(1) すべての受検者に、合否等の検定結果通知書を郵送します。

ア 個人あてに電子メールでの結果通知は行いません。

イ 合否等の検定結果は、郵便ハガキで通知します。

※ 「合格証明書」及び「検定結果通知書」は、来年度以降の受検申請時に必要ですので、保管してください。

(2) 合格者受検番号は、当センターのホームページに掲示します。

(3) 電子メール、電話等による合否等の検定結果に関する問い合わせ、検定問題及びその解答に関する問い合わせには、一切応じられません。

## 11 注意事項

- (1) 受検のため、入力した電子申請情報の取扱い等については、3「電子申請における個人情報の取扱いについて」及び電子申請の「利用許諾」に同意した上で申請を行ってください。
- (2) 一旦払込まれた検定手数料は、お返しできません。
- (3) 虚偽の入力等を行った場合は、受検申請及び受検結果が無効となります。また、検定手数料もお返しできません。
- (4) 電子申請に際してのパソコン環境の設定方法等に関しては相談窓口を設けておりません。
- (5) アクセスが集中した場合、電子申請ができないことがあります。  
また、電子申請の受付及び受検票ダウンロードの締切直前は、利用が集中することが予想され、処理に時間がかかる場合がありますので、余裕を持ってご利用ください。
- (6) 不明な点は、ホームページの「[電子申請に関するQ&A](#)」を参照してください。
- (7) 当センターのシステム及び決済代行業者の保守整備等で電子申請受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いかねますのでご了承ください。
- (8) 電子申請を利用するために必要な機器及び通信費用は、利用者の負担となります。
- (9) 電子申請の利用により発生した一切の損害について、利用者は当センターに対してその責任を問わないものとします。また、電子申請の利用により第三者に損害を与えた場合には、利用者は自己の責任において解決するものとします。

## 12 免責事項

下記の各条項に定める事項について、当センターは、利用者から、事前に免責許諾されているものとしたします。サービスのご利用の前にご確認下さい。

- (1) 情報の提供・変更、中止等  
当センターは、本サイトにおける各種サービス、各種情報の提供、又はその遅滞、変更、中断、中止、停止若しくは廃止、その他本サイトに関連して発生した利用者、又は第三者の損害について、一切の責任を負いません。本サービスの利用にあたっては、法令上の義務に従った上、利用者ご自身の責任において行っていただきますようお願いいたします。
- (2) 個人情報の管理  
当センターは、利用者が本サイトのご利用にあたり入力、送信した個人情報については、暗号化処理等を行い、厳重に保管・管理し個人情報の保護に十分な注意を払いますが、情報の漏洩、消失、第三者による改ざん等の防止の保証はいたしかねます。したがって、当センターは、情報の漏洩、消失、第三者による改ざん等により発生した、利用者、又は第三者の損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 情報の安全性、正確性等  
当センターは、本サイトにて提供する情報やサービス及び利用者が本サイトや当センターがお送りした電子メール等を通じて取得する情報等に関して、その安全性、正確性、確実性、有用性、最新性、合法性、道徳性、コンピュータウィルスに感染していないこと等のいかなる保証も行わないものではありません。したがって、本サイトにて提供する情報やサービス、上記の方法を通じて利用者が取得する情報等に関連して、利用者、又は第三者が損害を被った場合においても、当セ

ンターは一切の責任を負いません。

(4) 利用者からの提供情報

当センターは、利用者から提供された電話番号、住所、メールアドレス等を利用者の連絡先として取り扱うものとし、当該連絡先の変更、誤り等により生ずる損害については、一切の責任を負いません。

(5) メールアドレス等の管理

利用者が本サイトに登録したメールアドレスの管理は、利用者自身の責任で行うものとします。利用者のメールアドレスの管理不十分による第三者の利用、使用過誤等に起因する損害等について、当センターは一切の責任を負いません。

(6) 使用する機器等の動作保証

当センターは、利用者のご使用になるいかなる機器、及びソフトウェアについて一切動作保証は行わないものとします。

## 13 申請内容の入力要領

電子申請は、当センターのホームページの「電子申請トップ」から行ってください。

受付締切直前は、利用が集中することが予想され、処理に時間がかかる場合がありますので、余裕をもってご利用ください。

### 注1) 受付期間

受付開始は、開始日の午前9時00分からです。

受付締切は、締切日まで(日付が変わるまで)です。

### 注2) システムメンテナンス

毎週土曜日午前1時00分から午前5時00分まで、電子申請をすることができません。

不審な電子メールが届いた場合には、安易にリンク先ウェブサイトへアクセスしたり、アクセス先のウェブサイトへID・パスワード等を入力したりしないようお願いいたします。

#### ●電子メール送信元アドレス

差出人 shinsei.shoubo-shiken.or.jp

アドレス uketsuke@shinsei.shoubo-shiken.or.jp (このアドレスあてに返信はできません。)

#### ●審査結果に関する電子メール送信元アドレス

差出人 shinsei.shoubo-shiken.or.jp

アドレス 審査結果通知用メールアドレス (このアドレスあてに返信はできません。)

## 電子申請に関するお問い合わせ

電子申請に関する問い合わせは、下記までご連絡ください。

◆ 受付時間 ◆ 9:00～17:00(土日、祝日を除く)

◆ お問い合わせ先 ◆

一般財団法人 消防試験研究センター

予防技術検定専用お問い合わせ窓口 専用電話(全国共通・有料)

**050-3803-9297・9298**